

令和6年度魚フェス開催事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度魚フェス開催事業業務委託

2 委託期間

委託契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務目的

本市の食や漁業、水産文化等の魅力を広く発信するイベントを開催し、「さかなのまち焼津」のブランド力向上と更なる消費を促すことで、交流人口の増加とともに地域経済の活性化を図る。

4 業務内容

受託者は以下の業務を実施し、企画、交渉、調整、運営、諸手続き、各種手配等の一切を担うものとする。（市内関連団体や庁内関係各課との調整及び会場使用に係る申請手続きについてはこの限りではないが、必要な資料作成等を行うこと。）各業務の実施にあたっては実現可能なスケジュールを組み、確実な進捗管理体制を構築すること。なお、スケジュールの作成にあたっては、業務の精算にかかる期間を考慮すること。

(1) 開催概要

別紙1のとおり。

(2) (1) マグロイベント（名称未定）及び「魚フェス」の実施に係る共通事項

ア ステージイベント

本市にゆかりのあるゲストの出演のほか、各イベントのテーマに沿った内容で企画・調整を行うこと。出演者との連絡調整や交通手段の手配、謝礼の支払い等、必要な手続きを行うこと。

イ 会場レイアウトの作成

イベントが円滑かつ安全に運営されるよう全体調整を行い、公衆衛生、危険防止策を十分に講じた会場全体のゾーニング、テント配置等を含めた会場レイアウトを提案し、委託者と協議の上で決定すること。必須事項は以下のとおりとする。

(ア) イベント本部を設置し、運営管理や各種問い合わせ対応にあたること。

(イ) ステージを設置すること。

(ウ) ステージ出演者等の控室を設置すること。

(エ) 岸壁に漁船が停泊している場合の関係者車両駐車スペース及び車両出入りの動線を確保すること。（詳細は施設管理者等と協議の上決定する。）

(オ) 救護所を設置すること。

(カ) 岸壁付近に救助担当職員の詰所を設置すること。（位置は志太消防本部と協議の上決定する。）

(キ) 緊急車両の出動に備えて動線を確保すること。

(ク) 目標集客数に応じた数の仮設トイレ及び手洗い場を設置することとし、最低1基はバリアフリートイレとすること。尿尿汲み取りの手配は委託者が行うが、汲み取り費用は委託費に含むものとする。

ウ 運営マニュアルの作成

企画に基づいた実施運営マニュアルを作成の上、運営にあたること。マニュアルには、当日の進行や人員配置、各種凶面のほか、緊急時対応（地震・津波・火災発生時等及び体調不良者

発生時等)や悪天候対応(雨天や暴風)、中止時の対応も含めること。中止の判断基準は委託者と協議の上決定すること。

エ 人員配置計画の作成

会場内の警備、巡回、来場者の案内・誘導(会場への入退場や避難誘導を含む。)、清掃等を行うため、各所に適正な人員を配置することとし、事前に配置計画を作成し、委託者の了解を得ること。なお、緊急時対応のため会場内に看護師2名、水難救助担当職員4名が常駐する。(職員の手配は委託者が行う。配置人数は変更となる場合がある。)

オ 保険加入

傷害保険(来場者・スタッフ等)及び施設賠償責任保険(対人・対物)に加入すること。

カ 会場設営等

会場設営・撤去(設営前の状態に復旧)を行うとともに、来場者が安全かつ快適に参加できるよう適切な維持管理を行うこと。

(ア)会場設営は各開催日の前日からとし、撤去は当日中または翌日中に完了するものとする。(詳細は施設管理者等と協議の上決定する。)

(イ)海中転落防止策を講じること。

(ウ)イベント終了後は清掃及びごみの収集処分を実施すること。来場者の飲食により出たごみは各自持ち帰りを原則とし、会場内でごみ袋を配布すること。

(エ)会場施設等に損害を与えるなど、その原状回復に費用が生じた場合は、原則として受託者が負担すること。

キ 出店管理

(ア)出店申込書を作成し、申込書受付、申込内容取りまとめを行い、委託者と協議の上で出店者を決定し、出店者との連絡調整を行うこと。募集告知には委託者が管理するホームページやLINE配信を活用することができる。

(イ)出店数は会場やイベント規模を考慮して設定し、募集すること。

(ウ)出店者は露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者とし、出店申込書受付の際、それらの許認可の取得状況について確認すること。

(エ)出店者は、暴力団等反社会的勢力関係者に該当しない者とし、出店申込書受付の際に誓約書等の提出を求めること。出店者から提出された誓約書等により、所轄警察署へ静岡県暴力団排除条例第22条第2項に基づく照会を行うこと。

(オ)出店料の設定については事前に委託者と協議の上で決定し、委託者が指定する出店者の出店料は減免または免除すること。なお、出店料の徴収に伴う収納事務は受託者が担うこととし、徴収した出店料は業務の実施に必要な経費に充てること。

ク 貸与物品

イベントの運営にあたり、必要に応じて別表の物品を委託者より貸与することができる。受託者は、物品の使用にあたって破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、万が一損害が生じた場合にかかる費用は受託者が負担すること。なお、保管場所からの搬出及び返却は、委託者立ち会いのもとで受託者が行うものとする。貸与された物品は業務完了後、速やかに返却すること。

ケ 海業に関する取り組み

当市が選定された国の「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」関連事業として、マグロイベント(名称未定)と「魚フェス」の各イベント会場において試験的観光コンテンツのブース設置及びその検証に係る事業(以下、「海業関連事業」という。)を別途実施する場合がある。受託者は海業関連事業の受託者にイベントコンセプトや会場レイアウト、広報手法等の必要と

考えられる情報を共有し、連携して運営にあたること。

(3) 協賛の募集

企画内容の充実を図ることを目的として、協賛を募り積極的に活用すること。なお、協賛を募る場合は以下の条件を満たすこと。

- ア 協賛募集要項ほか必要な書類については受託者が作成し、委託者の承認を得た上で幅広く募集すること。
- イ 協賛内容は、資金、物品、企画のいずれかとする。
- ウ 協賛内容に応じた露出等の条件を委託者と協議の上で決定すること。ただし、イベント名称に協賛事業者名等を付記することはできない。
- エ 協賛金の収納事務及び物品の收受は受託者が担うこととし、協賛金は業務の実施に必要な経費に充てること。
- オ 予定した規模の協賛が確保できなかった場合においても、提案した企画は受託者の責任において確実に実施すること。

(4) 広報

目標集客数の達成や協賛メリットにつながる効果の高い手法を検討し広告・宣伝等を行うこと。次の内容については必ず実施することとし、その他具体的な広報手法は提案によるものとする。下記アとイを同一の制作物で兼ねることは可能とするが、掲載内容は委託者と協議の上で決定すること。

- ア 事前広報用のポスター、チラシを制作すること。規格、部数は問わないが、市内外の関係機関や協力団体等への配布を想定したうえで、必要と考える部数・仕様で作成し、配布すること。委託者及び関係機関等への発送業務は受託者が担うものとする。
- イ 会場配置図及びステージプログラム入りの当日用パンフレット等を制作し、会場内で配布すること。
- ウ イベント告知用サイトを制作し、データ一式を納品すること。条件は以下のとおりとする。
 - (ア) イベント内容や来場にあたっての注意事項等、必要と考える情報を掲載すること。
 - (イ) 公開は委託者が管理する公開サーバーに FTP にて公開することによって行う。(URL は「<https://www.city.yaizu.lg.jp/toto-fes/>」を予定。)
 - (ウ) サイトデータは、データベース (MySQL 等) を使用しない静的ファイルとし、そのまま FTP でアップロード可能な形式で納品すること。
 - (エ) サイト構築にあたっては、サイト構築前に 1 回以上、委託者との協議を行うこと。
 - (オ) サイトコンテンツは別紙 5 の基準を満たす内容で制作することとし、各項目の適合有無を記入したリストを委託者に提出すること。
 - (カ) 作成する全ページの html に、市で運用する Google Analytics の計測用タグを記述すること。なお、計測用タグに必要なスクリプトは別途指定する。
 - (キ) 委託者は、サイトに指定の市共通ヘッダの実装を行うことを指示する場合がある。
 - (ク) 公開時期は令和 6 年 9 月下旬とする。
 - (ケ) サイト公開後に出店内容やステージプログラム等の更新がある場合は、都度修正データを作成し納品すること。(更新回数に制限はないが、10 回以内を目安とする。)
- エ 広報用の印刷物には上記ウのイベント告知用サイトへ誘導する二次元バーコードを掲載すること。

(5) 効果測定

事業効果を検証すること。具体的な手法は提案によるものとするが、イベントの当日来場者数及び出店に係る売上実績と、「焼津ぐるめぐり」参加店舗の販売食数を報告すること。

(6)業務完了報告書の作成

業務完了後、業務の実施内容と成果、すべての広報に関する成果、委託業務収支決算書、その他実施内容の説明に必要と考えられる資料等を報告書として作成し、速やかに提出すること。

5 業務の進め方

業務の詳細については適宜協議を行いながら進めるものとし、進捗状況を綿密に報告すること。

6 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

7 著作権その他の権利

(1) 製作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に譲渡する必要はないが、制作物が著作物に該当する該当しないにかかわらず、委託者が当該制作物の撮影画像等を市のPR等に使用する権利は保証すること。

(2) 次のいずれかの者に制作物にかかる著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させること。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

8 その他

(1)秘密保持

受託者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く。）を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(2)再委託の禁止

ア 受託者は、本業務の全部または大部分を第三者に委託することはできない。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を委託者に提出し、承認を得なければならない。

(3)瑕疵担保責任

本業務の完了検査後1年以内に本仕様書との不一致及び不備が発見された場合には、無償で是正措置を行うこと。

(4)費用弁償

本仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、受託者の負担とする。

(5)疑義

本仕様書に定めのない事項及び業務実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議の上で決定すること。

別表（４（２）ク関係）

物品	数量	保管場所
3 m×3 m簡易テント	40 張	消防防災センター (石津 728-2)
20kg ウェイト	78 個	
担架	1 台	
簡易ベッド	1 台	
毛布	5～10 枚	
車椅子	1 台	焼津市役所（本町 2-16-32）
自動体外式除細動器（AED）	1 台	